

2026年8月 ご注意いただくポイント

(5-2) 金銭の管理（介助の方法）

定義

自分の所持金の支出入の把握、管理、出し入れする金額の計算等の一連の行為に介助が行われているかを評価する。

留意点

- ① 銀行に行き出入金を行う等、金銭の出し入れは含みません。
- ② 少額でも自己管理している場合は「2.一部介助」となります。
- ③ 手元に現金等を所持していない場合でも、年金、預貯金、各種給付金等の管理の状況で選択します。

特記例）重度の寝たきり状態で、金融機関からの現金の出し入れや買い物等は家族に頼んでいるが、所持金の支出入について把握しており、自分で管理している。

→「1.介助されていない」自分の所持金の支出入の管理について介助が行われていません。

申請後に入院された場合の注意点！



意見書作成の主治医の変更が必要な場合があります。
申請後に入院され、主治医の変更の必要がある場合は、介護保険課
(Tel: 528-2753) にその旨をお知らせください。